

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

勤勉手当について、平成23年度の厚生労働省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果及びその者の職務実績等を考慮して決定した割合(成績率)を乗じることにより業績を反映させた。

② 役員報酬水準の改定内容

理事長 「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)(以下「特例法」という。)に基づく国家公務員の給与の見直しを踏まえ、本俸月額を役員平均0.5%引き下げ(平成23年度の較差相当分を平成24年6月期の賞与において調整)るとともに、本俸月額、地域手当及び賞与を9.77%減額して支給。

理事長代理 法人の長に同じ。

理事 法人の長に同じ。

監事 法人の長に同じ。

監事(非常勤) 本俸月額を役員平均0.5%引き下げ。

注:常勤役員の本俸月額は役員給与規程第4条の規定にかかわらず、規程附則第3条に掲げる額としている。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
理事長	千円 14,455	千円 10,187	千円 3,565	千円 356 (地域手当) 346 (通勤手当)			
理事長代理	千円 13,309	千円 9,388	千円 3,299	千円 328 (地域手当) 292 (通勤手当)			◇
A理事	千円 12,241	千円 8,427	千円 2,971	千円 294 (地域手当) 548 (通勤手当)			
B理事	千円 11,966	千円 8,427	千円 2,945	千円 294 (地域手当) 298 (通勤手当)			
C理事	千円 12,044	千円 8,427	千円 2,966	千円 294 (地域手当) 355 (通勤手当)			◇
D理事	千円 11,821	千円 8,427	千円 2,944	千円 294 (地域手当) 154 (通勤手当)			※
A監事	千円 10,796	千円 7,639	千円 2,670	千円 267 (地域手当) 218 (通勤手当)			※
B監事 (非常勤)	千円 2,869	千円 2,869	千円 0	千円 0	4月1日		

注1:「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「**」、該当がない場合は空欄としている。

注3:単位未満切捨てとしている。各内訳欄の合計と総額の数字は千円未満切捨ての関係で一致しないことがある。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

〔高齢・障害・求職者雇用支援機構〕

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
理事長	5,689	4	7	平成23年3月31日	0.9	業績勘案率は、厚生労働省独立行政法人評価委員会の決定に基づく。	*
理事長代理	4,660	4	0	平成23年9月30日	0.9	業績勘案率は、厚生労働省独立行政法人評価委員会の決定に基づく。	
理事	3,400	3	3	平成23年9月30日	0.9	業績勘案率は、厚生労働省独立行政法人評価委員会の決定に基づく。	
監事						該当者なし	
監事 (非常勤)						該当者なし	

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入している。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

注3:単位未満切捨てとしている。

〔旧雇用・能力開発機構〕

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
理事長	4,871	3	7	平成23年9月30日	0.9	業績勘案率は、厚生労働省独立行政法人評価委員会の決定に基づく。	
理事	1,662	1	6	平成23年9月30日	0.9	業績勘案率は、厚生労働省独立行政法人評価委員会の決定に基づく。	
監事	1,425	1	6	平成23年9月30日	0.9	業績勘案率は、厚生労働省独立行政法人評価委員会の決定に基づく。	

注1:旧雇用・能力開発機構において退職した役員に対する退職手当を、平成24年度中に業務移管先の高齢・障害・求職者雇用支援機構において支払ったものである。

注2:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入している。

注3:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

注4:単位未満切捨てとしている。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

組織・業務の効率化等を進めつつ、人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)等の趣旨を踏まえた削減を、引き続き実施する。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

当機構の給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、国民の理解と納得が得られるように厳しく検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況について公表する。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

管理職を通じてヒアリングを実施し昇給・昇格により反映させるとともに、勤務成績等については勤勉手当において反映させる。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
俸給(昇給)	1年間におけるその者の勤務成績に応じて行う。
賞与: 勤勉手当 (査定分)	勤勉手当は基準日前の一定期間の勤務成績により手当額に反映する。

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

- ① 原則55歳を超える職員について、俸給月額及び職務手当等の支給額を一定率で減額(▲1.5%)
- ② 昇給期における昇給号俸数の抑制

また、特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関連して、以下の措置を講じた。

- ・ 役員の本俸月額を平均0.5%引き下げた。
- ・ 職員の俸給月額を平均0.29%引き下げた。
(行政職俸給表(一)適用者の平均改定率▲0.23%)
- ・ 平成24年度6月期の賞与(期末手当・勤勉手当)の支給月数を1.825月とし、国家公務員の支給月数より0.075月引き下げた。

平成24年4月から平成26年3月までの間、

- ・ 役員の報酬について、本俸月額・賞与等の減額を実施した。(▲9.77%)
- ・ 職員の給与について、俸給月額等の減額を以下のとおり実施した。(行(一)相当職員)

- ① 俸給月額 2等級以上(国の7級以上相当) ▲9.77%
3等級～4等級(国の3級～6級相当) ▲7.77%
5等級(国の1級～2級相当) ▲4.77%

- ② 職務手当 一律▲10%

- ③ 期末手当及び勤勉手当 一律▲9.77%

- ④ 地域手当等の俸給月額に連動する手当(期末手当及び勤勉手当を除く)の月額
は、減額後の俸給月額等の月額により算出

なお、平成24年秋の再精査も踏まえ、平成25年度においては、更なる給与水準の適正化のため、事務職員について、国と同じ俸給表(行政職俸給表(一))を適用することとし、諸手当についても国と同じにする等の措置を講じたところである。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	3,138	45.1	6,386	4,987	139	1,399
事務・技術	995	46.1	6,563	5,103	171	1,460
職業訓練職	1,756	45.1	6,404	5,007	121	1,397
障害者職業 カウンセラー職	363	41.2	5,862	4,528	136	1,334
特例待遇職員	24	55.3	5,670	5,670	176	0
任期付職員	13	66.1	10,189	7,781	144	2,408
事務・技術	11	66.8	10,445	7,904	149	2,541
職業訓練職	2					
非常勤職員	570	60.3	3,544	2,776	140	768
嘱託職員	570	60.3	3,544	2,776	140	768

注1:対象となる職員は、平成25年4月1日現在で在職している職員のうち、次に掲げる者を除いている。

- ・平成24年度の給与支給額がない者
- ・欠勤、病気休職等で平成24年4月以降の給与を減額された者
- ・平成24年度の途中で採用された者
- ・平成24年度に採用された者で、在職期間が不足するために夏季賞与が減額される者

注2:「年間給与額」は平成24年度に支給された給与から時間外手当を控除している。

注3:「所定内給与」は「年間給与額」から賞与を控除している。

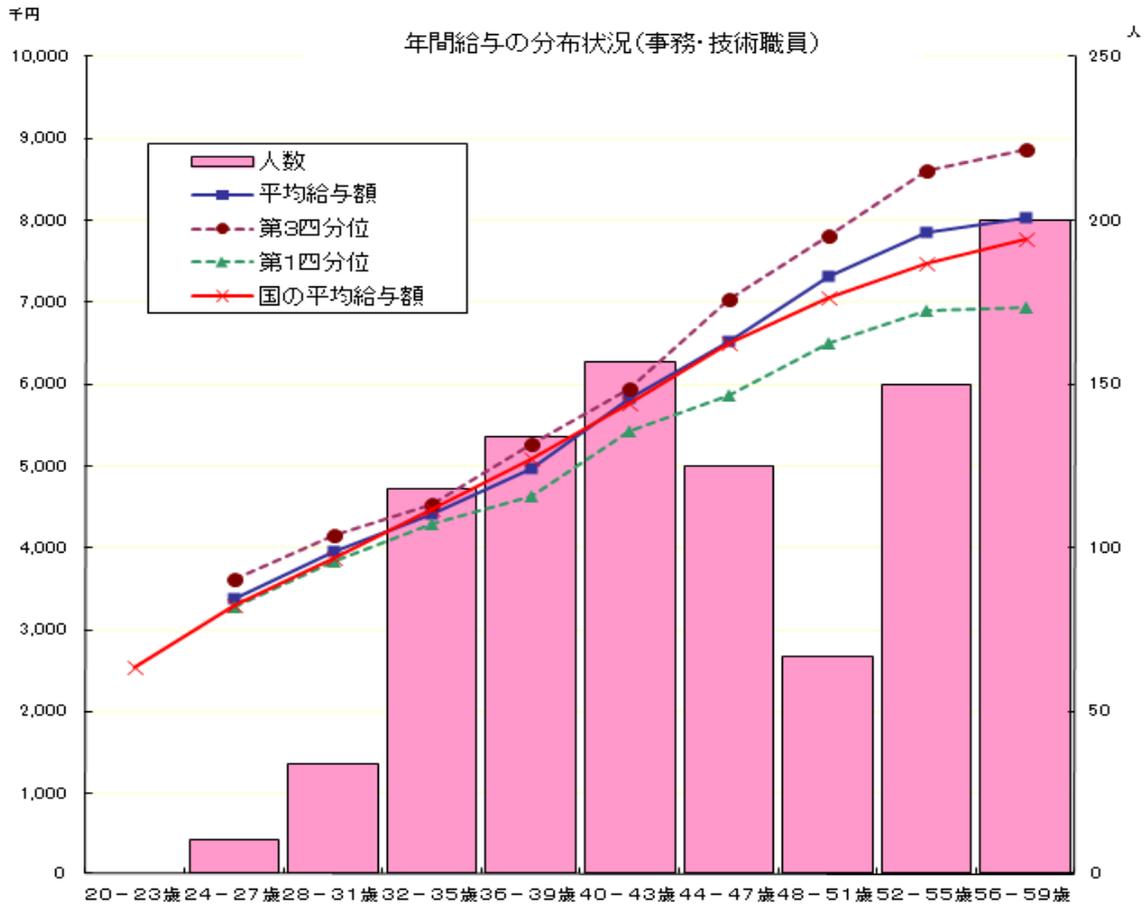
注4:「特例待遇職員」とは、出向契約等に基づき本法人が給与の一部しか負担していない者をいう。

注5:在外職員、再任用職員については、該当者がいないため記載を省略した。

注6:研究職種、医療職種、教育職種については、該当者がいないため記載を省略した。

注7:任期付職員の職業訓練職については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、人員以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔任期付職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
・部長相当	19	58.1	9,440	9,940	10,327
・課長相当	94	56.0	8,158	8,635	9,021
うち本部課長	14	53.9	8,643	8,880	9,268
・課長補佐相当	110	51.4	7,284	7,724	8,187
・係長相当	204	44.6	5,452	5,829	6,230
・係員相当	313	36.5	4,291	4,672	5,131
うち本部係員	94	32.2	3,896	4,162	4,414

注:「四分位」とは、ばらつきの度合を示す指標のひとつ。この表における「第1分位」とは年齢別の年間給与額を小さい順に並べたときの小さい方から25%目の額、「第3分位」とは小さいほうから75%目の額とする。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		本部係員 地方施設係員	本部係員 地方施設係員	本部係員 地方施設係長	本部係長 地方施設係長	本部課長補佐 地方施設課長等
人員 (割合)	995人	該当者なし	48人 (4.8%)	265人 (26.6%)	204人 (20.5%)	212人 (21.3%)
年齢(最高～最低)		歳	35歳 24歳	53歳 31歳	59歳 35歳	59歳 39歳
所定内給与と年額(最高～最低)		千円	3,395千円 2,281千円	4,659千円 2,874千円	6,183千円 3,136千円	6,654千円 4,089千円
年間給与と額(最高～最低)		千円	4,297千円 2,952千円	5,982千円 3,775千円	7,828千円 4,121千円	8,192千円 5,363千円
区分	6級	7級	8級	9級	10級	
標準的な職位	本部課長補佐 地方施設課長等	本部課長 地方施設課長等	本部次長 地方施設課長等	本部部長 地方施設課長等	本部部長等	
人員 (割合)	107人 (10.8%)	94人 (9.4%)	46人 (4.6%)	19人 (1.9%)	該当者なし	
年齢(最高～最低)	59歳 42歳	59歳 48歳	59歳 53歳	59歳 49歳	歳	
所定内給与と年額(最高～最低)	7,253千円 4,927千円	7,925千円 5,576千円	8,158千円 5,911千円	8,309千円 6,779千円	千円	
年間給与と額(最高～最低)	9,006千円 6,367千円	10,338千円 7,253千円	10,715千円 7,945千円	11,381千円 9,240千円	千円	

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分	夏季(6月)	冬季(12月)	計	
管理職員	一律支給分(期末相当)	59.7%	64.3%	62.2%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	40.3%	35.7%	37.8%
	最高～最低	48.6～35.2%	42.7～31.2%	45.4～33.0%
一般職員	一律支給分(期末相当)	63.8%	66.5%	65.2%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	36.2%	33.5%	34.8%
	最高～最低	37.4～33.9%	34.7～31.5%	36.0～32.6%

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

101.9

対他法人

95.4

注: 当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容										
指数の状況	対国家公務員	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="507 320 667 353">101.9</td> <td data-bbox="667 320 826 353">地域勘案</td> <td data-bbox="826 320 1482 353">106.7</td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 353 667 387">参考</td> <td data-bbox="667 353 826 387">学歴勘案</td> <td data-bbox="826 353 1482 387">98.4</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="667 387 826 450">地域・学歴勘案</td> <td data-bbox="826 387 1482 450">105.1</td> </tr> </table>	101.9	地域勘案	106.7	参考	学歴勘案	98.4		地域・学歴勘案	105.1
101.9	地域勘案	106.7									
参考	学歴勘案	98.4									
	地域・学歴勘案	105.1									
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	<p>① 当機構の事務職員のうち大卒以上の者は、全体の91.2%を占め、国家公務員の行政職俸給表(一)適用者のうち大卒以上の者の53.4%(参考「平成24年国家公務員給与等実態調査の結果」表第2表より算出)を大幅に上回っていることによる。 なお、学歴勘案による対国家公務員指数は98.4と国家公務員を下回っている。</p> <p>② 「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)等に基づき職員宿舍の廃止を進めていること及び全国規模の異動が多いことから、借家・借間に居住する者が年々増加傾向にあり、住居手当の支給水準は国家公務員と同じであるが、支給される者が全体の44.9%を占め、国家公務員の15.7%(参考「平成24年国家公務員給与等実態調査の結果」表第9より算出。以下同じ。)を大幅に上回っていることによる。また、単身赴任手当についても支給される者が全体の13.1%を占め、国家公務員の8.2%を上回っていることによる。</p> <p>③ 地域勘案及び地域・学歴勘案の指数については、国の本府省が1級地(東京都特別区(18%))に置かれているのに対し、当機構の本部事務所は4級地(千葉市(10%))に置かれており、当該4級地に在勤する事務職員の割合が高くなっていることによる。</p> <p>【主務大臣の検証結果】 地域・学歴を勘案してもなお、国家公務員より高い水準であることから、国民の皆様へ納得していただけるよう、一層の給与水準の見直しについて十分検討していただきたい。</p>										
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 62.4% (国からの財政支出額 85,223百万円、支出予算の総額 136,669百万円 :平成24年度予算)</p> <p>【検証結果】 当機構は、高齢者、障害者及び求職者の雇用の支援のための専門性の高い事業を全国規模で行っている我が国唯一の機関であり、他に同様の規模で類似の事業を行っている団体及び民間企業は存在しないこと。また、事業のための財源は国からの交付金の割合が62.4%であることから、機構の給与水準は、国との比較が妥当であること。 平成24年度決算における支出総額114,203百万円のうち、給与、報酬等支給総額23,824百万円の占める割合は20.9%であり、国からの財政支出を増加させる要因とはなっていないこと。 対国家公務員指数との比較においては、学歴勘案は100ポイントを下回っているが、その他の指数が国を上回っている点について、諸手当の支給水準は国と同じである一方その受給者の割合が高いこと及び本部事務所が千葉市に置かれていることによるものである。</p> <p>【累積欠損額について】 累積欠損額 なし(平成23年度決算)</p>										

講ずる措置

当機構は平成23年10月に職業能力開発業務等が移管され、新法人として発足したところであるが、平成24年度においては、原則55歳を超える職員の俸給月額及び職務手当等を一定率で減額(▲1.5%)、昇給号俸数の抑制及び賞与の支給月数を国家公務員より引下げる等の取組みにより対国家公務員指数は年齢勘案で101.9ポイント(前年度比▲5.7ポイント)、地域・学歴勘案で105.1ポイント(同▲4.9ポイント)と大幅な引下げとなったところである。なお、学歴勘案については、98.4ポイント(同▲5.2ポイント)と国を下回っている。

平成25年度においては、更なる給与水準の適正化のため、事務職員について、国と同じ俸給表(行政職俸給表(一))を適用することとし、諸手当についても国と同じにする等の措置を講じたところである。

こうした措置により、給与水準については、国家公務員との均衡を図ったところであり、引き続き、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、給与水準の適正化に努めることとする。

(参考)

支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合:20.9%

管理職の割合:12.5%(平成25年4月1日現在)

大卒以上の高学歴者の割合:91.2%(平成25年4月1日現在)

注:金額については、単位未満切り捨て、割合については小数点第2位で四捨五入とした。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成 20年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 23,824,359	千円 16,074,302	千円 (%) 7,750,057 (48.2)	千円 (%) 18,753,412 (369.8)
退職手当支給額 (B)	千円 4,450,225	千円 3,660,019	千円 (%) 790,206 (21.6)	千円 (%) 4,298,583 (2834.7)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 8,015,596	千円 5,586,060	千円 (%) 2,429,536 (43.5)	千円 (%) 6,053,426 (308.5)
福利厚生費 (D)	千円 5,634,340	千円 3,596,102	千円 (%) 2,038,238 (56.7)	千円 (%) 4,327,003 (331.0)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 41,924,520	千円 28,916,483	千円 (%) 13,008,037 (45.0)	千円 (%) 33,432,424 (393.7)

注1:金額については、単位未満切り捨て、増減率については小数点第2位で四捨五入とした。

注2:平成23年10月1日に独立行政法人雇用・能力開発機構が廃止され、職業能力開発業務等が独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に移管されたことから、前年度(平成23年度)の上半期については旧高齢・障害者雇用支援機構のみの実績となっている。

総人件費について参考となる事項

- 「給与、俸給等支給総額」が比較増(7,750,057千円、48.2%)となった理由
平成23年10月1日に独立行政法人雇用・能力開発機構が廃止され、職業能力開発業務等が移管されたため。
- 「最広義人件費」が比較増(13,008,037千円、45.0%)となった理由
上記1の増額要因と同様である。

(参考)

- 特例法に基づく給与減額支給措置に関する削減額
役員 9,370千円、事務・技術 686,289千円、職業訓練職 1,070,094千円、
障害者職業カウンセラー職 214,487千円、嘱託職員 63,643千円
- 退職手当の支給水準の引下げについては、役員については平成25年4月から国に準じた措置を講じたところであり、職員については現在段階的引下げについて協議中である。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準の引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、平成25年4月から以下の措置を講じた。

役員に関する講じた措置の概要

退職者一律で現行の退職手当計算式に下記のとおり調整率を乗じる。

- 平成25年4月1日から9月30日まで 95.45/100
- 平成25年10月1日から平成26年6月30日まで 90.90/100
- 平成26年7月1日以降 86.35/100

なお、職員については、現在段階的引下げについて協議中である。

また、平成25年度においては、更なる給与水準の適正化のため、事務職員について、国と同じ俸給表(行政職俸給表(一))を適用することとし、諸手当についても国と同じにする等の措置を講じたところである。